

## 社会福祉法人行川福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人行川福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員職務執行の対価として、勤務形態に応じた報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の理事には、報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤の理事には、理事会等出席以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務を遂行した場合に限り、報酬を支給することができる。

### (報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤の理事の報酬は、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤の理事の報酬は、別表2に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が理事会等へ出席した場合の費用弁償は、別表3による。ただし、原則として常勤の理事が理事会等へ出席した場合は、費用弁償は行わないものとする。

### (出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により日当及び旅費等を支給することができる。

### (当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤の理事に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第8条 常勤理事等に対する報酬の支払い時期は、毎月25日に支給する。但し、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）の場合及び金融機関の休日の場合は、その前日とする。

- 2 非常勤の理事の報酬は、職務の遂行をした場合の都度、支給する。
- 3 役員等が理事会等へ出席した場合の費用弁償は、当該会議へ出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜

日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 従前の社会福祉法人行川福社会理事会及び評議員会旅費規程は廃止する。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。